

## 研究開発力強化法における「大学等」等の定義について

\* 下線は引用に際して付したもの

- 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「研究開発」とは、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。（以下同じ。）に関する試験若しくは研究（以下単に「研究」という。）又は科学技術に関する開発をいう。

2 この法律において「研究開発等」とは、研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化をいう。

3～5 （略）

6 この法律において「大学等」とは、大学及び大学共同利用機関※をいう。

7 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち研究を行うもので政令で定めるものをいう。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の二に規定する機関

二 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関又は当該機関に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

三 内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

四 特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）

8 この法律において「研究開発法人」とは、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人（以下単に「独立行政法人」という。）であつて、研究開発等、研究開発であつて公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして別表に掲げるものをいう。

9 （略）

10 この法律において「研究者等」とは、科学技術に関する研究者及び技術者（研究開発の補助を行う人材を含む。）をいう。

11 （略）

(参考) 大学共同利用機関について

大学共同利用機関は、以下の4つの大学共同利用機関法人（国立大学法人法に規定）が設立する研究所

○ 大学共同利用機関法人人間文化研究機構

- ・ 国立歴史民俗博物館
- ・ 国文学研究資料館
- ・ 国立国語研究所
- ・ 国際日本文化研究センター
- ・ 総合地球環境学研究所
- ・ 国立民族学博物館

○ 大学共同利用機関法人自然科学研究機構

- ・ 国立天文台
- ・ 核融合科学研究所
- ・ 基礎生物学研究所
- ・ 生理学研究所
- ・ 分子科学研究所

○ 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構

- ・ 素粒子原子核研究所
- ・ 物質構造科学研究所

○ 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（東京都港区虎ノ門）

- ・ 国立極地研究所
- ・ 国立情報学研究所
- ・ 統計数理研究所
- ・ 国立遺伝学研究所

別表 (第二条関係)

- 一 削除
- 二 独立行政法人情報通信研究機構
- 三 独立行政法人酒類総合研究所
- 四 独立行政法人国立科学博物館
- 五 独立行政法人物質・材料研究機構
- 六 独立行政法人防災科学技術研究所
- 七 独立行政法人放射線医学総合研究所
- 八 独立行政法人科学技術振興機構
- 九 独立行政法人日本学術振興会
- 十 独立行政法人理化学研究所
- 十一 独立行政法人宇宙航空研究開発機構
- 十二 独立行政法人海洋研究開発機構
- 十三 独立行政法人日本原子力研究開発機構
- 十四 独立行政法人国立健康・栄養研究所
- 十五 独立行政法人労働安全衛生総合研究所
- 十六 独立行政法人医薬基盤研究所
- 十七 独立行政法人国立がん研究センター
- 十八 独立行政法人国立循環器病研究センター
- 十九 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
- 二十 独立行政法人国立国際医療研究センター
- 二十一 独立行政法人国立成育医療研究センター
- 二十二 独立行政法人国立長寿医療研究センター
- 二十三 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 二十四 独立行政法人農業生物資源研究所
- 二十五 独立行政法人農業環境技術研究所
- 二十六 独立行政法人国際農林水産業研究センター
- 二十七 独立行政法人森林総合研究所
- 二十八 独立行政法人水産総合研究センター
- 二十九 独立行政法人産業技術総合研究所
- 三十 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 三十一 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 三十二 独立行政法人工木研究所
- 三十三 独立行政法人建築研究所
- 三十四 独立行政法人交通安全環境研究所
- 三十五 独立行政法人海上技術安全研究所
- 三十六 独立行政法人港湾空港技術研究所
- 三十七 独立行政法人電子航法研究所
- 三十八 独立行政法人国立環境研究所

- 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）（抄）

（試験研究機関等）

第一条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第七項の政令で定める機関は、別表に掲げる機関とする。

別表（第一条、第二条、第八条—第十条、第十四条関係）

一	一 警察庁科学警察研究所 二 文部科学省科学技術・学術政策研究所 三 厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所 四 厚生労働省国立保健医療科学院 五 厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所 六 厚生労働省国立感染症研究所 七 農林水産省動物医薬品検査所 八 農林水産省農林水産政策研究所 九 國土交通省國土技術政策総合研究所 十 気象庁気象研究所 十一 気象庁高層気象台 十二 気象庁地磁気観測所 十三 環境省環境調査研修所
二	一 消防庁消防大学校 二 厚生労働省国立障害者リハビリテーションセンター 三 國土交通省国土地理院
三	一 気象庁気象大学校 二 海上保安庁海上保安大学校
四	一 防衛省技術研究本部航空装備研究所 二 防衛省技術研究本部陸上装備研究所 三 防衛省技術研究本部艦艇装備研究所 四 防衛省技術研究本部電子装備研究所 五 防衛省技術研究本部先進技術推進センター 六 防衛省技術研究本部札幌試験場 七 防衛省技術研究本部下北試験場 八 防衛省技術研究本部土浦試験場 九 防衛省技術研究本部岐阜試験場
五	自衛隊中央病院
六	一 防衛省防衛大学校 二 防衛省防衛医科大学校
七	一 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 二 独立行政法人製品評価技術基盤機構 三 独立行政法人国立印刷局 四 独立行政法人国立病院機構

○ 大学教員の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 大学 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。
- 二 教員 大学の教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。
- 三 教員等 教員並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人大学入試センター（次号及び第六条において「大学共同利用機関法人等」という。）の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者をいう。
- 四 （略）

（参考）

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人國立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

② この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。